No.594 号　　令和 8 年 11 月 25 日

速報！さくらユウワ通信

輸出物品販売場(免税店)制度が「リファンド方式」へ移行

令和 7 年度税制改正により、令和 8 年 11 月 1 日から輸出物品販売場(免税店)の販売方式が「リファンド方式」へ移行しました。従来の「店頭で免税価格にて販売する方式」が廃止され、「免税店は税込価格(課税)で販売し、免税購入対象者が出国時に税関の確認を受けた後に、免税店が消費税相当額を返金(リファンド)する方式」に変わります。

リファンド方式の主な 4 つの変更点（現行実務との比較）

項目	これまでの実務（現行）	令和8年11月1日以降の実務（リファンド方式）
【変更点1】 店頭での販売価格	旅券提示を受け、免税価格（税抜）で販売。	免税購入対象者に対して税込価格（課税）で販売。
【変更点2】 出国時の税関確認	店頭販売時点で免税が完了し税関は出国時に事後確認。	購入日から90日以内[注1]に免税対象物品を国外へ持ち出すことについて、出国時に税関の確認を受けることが必要。
【変更点3】 免税の成立・保存	購入記録情報を提供・保存することで免税を適用。	購入記録情報に加え、税関による持出し確認を示す税関確認情報を保存することにより、免税の適用を受けることができる。
【変更点4】 消費税額の返金	返金手続なし。	税関確認後、免税店事業者が購入者に消費税相当額を返金（リファンド）。

注1）購入日から 90 日以内とは、購入日の翌日から計算して 90 日目までの期間をいいます。
例えば、11 月1日に購入した物品については、税関での確認期限は翌年1月 30 日までとなります。

実務への影響と主な改正ポイント

1. 免税対象物品の範囲見直し(区分・特殊包装の廃止)

「一般物品」と「消耗品」の区分が廃止され、合算して税抜 5 千円以上であれば免税対象となります。
消耗品の 50 万円購入上限額や特殊包装の義務、通常生活用の用途要件も廃止されました(※金・白金の地金等は対象外。自ら所持して持ち出せる数量に限ります)。

2. 税関確認の注意点(1 レシート単位での全品所持判定)

税関の確認は同一の購入記録情報の単位ごとに行われます。レシートに含まれる商品のうち 1 点でも不所持があった場合、そのレシートに含まれるすべての商品が確認不可(返金不可)となり免税の適用を受けることができません。

3. 高額商品(税抜 100 万円以上)と経理上の振替処理

単価 100 万円(税抜)以上の商品は、購入記録情報にブランド名・型番・特徴やシリアル番号の入力が必須となります。
また、経理上は販売時に一旦「課税売上げ」とし、税関確認情報の取得後に「免税売上げ」へ振り替えます(都度または月次一括振替。期を跨ぐ場合は翌期調整も可能ですが、適用要件・処理時期を個別に確認する必要があります。)。

4. 免税店の区分統合と申請届出手続の簡素化

従来の一般型と手続委託型が「一般型免税店」に統合されました。免税手続カウンターの設置場所が「特定商業施設内」に限定されなくなるなど委託要件が緩和され、移転時の手続も新規許可申請から変更届出書に簡素化されています。

最後に

リファンド方式への移行に伴い、免税店では購入者に対し、購入日から 90 日以内の税関確認や購入商品の持出しなど、免税手続に関する必要事項を説明することが求められます。従業員への制度周知、レジ・販売管理システムの対応確認、返金方法・時期の明確化を進めるとともに、案内資料の整備や運用状況の定期的な点検を行い、購入者とのトラブル防止と円滑な免税販売につなげましょう。

【参考】 国税庁
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/format/002.htm

ご不明な点がございましたら各担当者までお気軽にお問い合わせください。【中村】

税理士法人 さくら優和パートナーズ 〒860-0051 熊本市西区二本木 4 丁目 9 番 4 5 号　優和ビル
TEL 096-297-1011　FAX 096-297-1012　URL https://syp-ac.com/